

アンゴラ国際平和協力業務実施要領の概要

1 国際平和協力業務が行われる地域及び期間

- (1) アンゴラ国内において、国際連合事務総長等が指図する地域
- (2) 平成4年9月11日から同年10月10日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

国の議会の議員及び大統領の選挙の公正な執行の監視（国際平和協力法第3条第3号トに掲げる業務）

3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 原則

- ア 実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等の指図の内容に従い業務を実施
- イ 事務総長等との定期的連絡

(2) 具体的な業務内容

- ア 各投票所の巡回及び監視
 - (ア) 他の選挙監視要員とチームを組み、自動車に搭乗して担当地域内の各投票所を巡回する。
 - (イ) 担当地域内の投票所における投票時間中、投票が自由かつ公正に行われるか否かについて監視する。この場合、投票の秘密保持に特に配慮する。
 - (ウ) 巡回及び監視の際には、事務総長等の定めるところにより、少なくとも1名は携帯用無線機を携行する。

イ 住民の啓発

公正・自由・民主主義的な選挙の意義について、住民を啓発するよう努める。

ウ 報告書の作成及び提出

事務総長等に対し、投票が自由かつ公正に行われているか否か等について報告書を作成し、提出する。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足し得る者

- (1) 公正・自由・民主主義的な選挙の意義を理解しており、その意義を説明することができる者であること。
- (2) 業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (3) 有効な自動車運転免許を有し、かつ、4輪駆動車の運転経験を有する者であること。
- (4) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 本部長が業務を中断するよう指示した場合、隊員は当該業務を中断

する。

(2) 以下に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が停戦合意、平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示を行った場合

イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の合意又は同意が存在しないと認められる場合

ウ ア、イに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しないと認められる場合

エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなると認められる場合

(3) 業務の中断の際の報告

(4) 中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が当該国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施要領の変更権限の一部委任

隊員は、必要な場合には、具体的な業務内容について、実施計画の変更を伴わない限度において、事務総長等の指図に適合するよう、実施要領を変更することができる。

(2) 実施計画の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置
当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

(3) 安全のための措置

隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示又

は事務総長等の指図を受ける暇がないときは、業務を一時休止する。

(4) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合には、本部長に報告するとともに事務総長等に連絡。

(5) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査、効果の測定及び分析について、本部長に随時報告。

(6) アンゴラ国際平和協力隊の隊長と隊員との関係

別途本部長が定める。